

人事委員会からの提付

4 公平審査等

(1) 勤務条件に関する措置の要求の審査

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされており、この要求があったときは、人事委員会は、事案の審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自ら実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならない（地方公務員法第46条及び第47条）。

この制度は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として認められたものであり、職員の権利利益を確保し、その勤務条件の適正化を図ることを目的としている。

平成27年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

ア 事案処理状況

| 係属件数<br>(A) | 処 理 件 数 |        |       | 繰越件数<br>(A-(B+C+D)) |
|-------------|---------|--------|-------|---------------------|
|             | 判定(B)   | 取下げ(C) | 併合(D) |                     |
| 29件         | 13件     | 2件     | 0件    | 14件                 |

- (注) 1 「判定」とは、措置要求に対する人事委員会の判断を示すことをいう。  
 2 「取下げ」とは、要求者が措置要求を撤回することをいう。  
 3 「併合」とは、同一又は関連する複数の措置要求を統一して審査することをいう。

イ 判定した事案の内容

| 番号 | 事件番号         | 要 求 内 容                             | 判 定 日<br>年 月 日       |
|----|--------------|-------------------------------------|----------------------|
| 1  | 平成25年(措)第15号 | 警視庁警察官が上司によるパワーハラスメントの停止を求めた事案      | 却 下<br>平27. 4. 28    |
| 2  | 平成26年(措)第9号  | 知事部局主事が公務災害補償請求手続に係る妨害を止めること等を求めた事案 | 棄却・却下<br>平27. 12. 17 |
| 3  | 平成26年(措)第14号 | 知事部局主事が懲戒処分指針の文言の改正を求めた事案           | 却 下<br>平27. 5. 20    |
| 4  | 平成26年(措)第16号 | 元小学校教諭が所属校校長に対して懲戒処分を科すこと等を求めた事案    | 却 下<br>平27. 4. 28    |
| 5  | 平成27年(措)第1号  | 知事部局主事が懲戒処分指針の文言の削除を求めた事案           | 却 下<br>平27. 12. 3    |

①

|    |              |   |                     |
|----|--------------|---|---------------------|
| 6  | 平成27年(措)第2号  | 中学校事務職員が異動前の所属に異動させることを求めた事案                  | 却下<br>平27. 8. 31    |
| 7  | 平成27年(措)第3号  | 中学校事務職員が異動前の所属に異動させることを求めた事案                  | 却下<br>平27. 8. 31    |
| 8  | 平成27年(措)第4号  | 高等学校教諭が指導力不足教員指導向上研修の発令を取り消し、ないし撤回することを求めた事案  | 却下<br>平27. 9. 9     |
| 9  | 平成27年(措)第5号  | 知事部局主事が業務内容への配慮等をすることを求めた事案                   | 棄却・却下<br>平28. 3. 30 |
| 10 | 平成27年(措)第6号  | 知事部局主事が病気休職復職後の通院日を病気休職とすること等を求めた事案           | 却下<br>平28. 3. 30    |
| 11 | 平成27年(措)第8号  | 高等学校教諭が指導力不足教員指導向上研修の研修内容の変更及び改善することを求めた事案    | 却下<br>平28. 3. 24    |
| 12 | 平成27年(措)第9号  | 小学校教諭が指導力不足教員の認定の取消し等を求めた事案                   | 却下<br>平28. 3. 24    |
| 13 | 平成27年(措)第10号 | 一般職非常勤教員が非常勤教員の継続任用をしないことに對し納得のゆく理由の説明等を求めた事案 | 却下<br>平28. 3. 30    |

(2) 不利益処分に関する審査請求の審査

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対して審査請求をすることができることとされており、この審査請求を受理したときは、人事委員会は、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合は、任命権者に、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない（地方公務員法第49条の2及び第50条）。

この制度は、職員の身分保障を実質的に担保するものとして認められたものであり、職員が違法又は不当な処分を受けた場合にその取消しを求める事後救済の制度である。

平成27年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

ア 事案処理状況

| 係属件数<br>(A) | 処 理 件 数 |        |       | 繰越件数<br>(A-(B+C+D)) | 平成27年度の<br>口頭審理の回数 |
|-------------|---------|--------|-------|---------------------|--------------------|
|             | 判定(B)   | 取下げ(C) | 併合(D) |                     |                    |
| 87件         | 13件     | 2件     | 28件   | 44件                 | 2回                 |

2

#### 4 公平審査等

##### (1) 勤務条件に関する措置の要求の審査

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされており、この要求があったときは、人事委員会は、事案の審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自ら実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならない（地方公務員法第46条及び第47条）。

この制度は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として認められたものであり、職員の権利利益を確保し、その勤務条件の適正化を図ることを目的としている。

平成28年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

##### ア 事案処理状況

| 係属件数<br>(A) | 処 理 件 数 |        |       | 繰越件数<br>(A-(B+C+D)) |
|-------------|---------|--------|-------|---------------------|
|             | 判定(B)   | 取下げ(C) | 併合(D) |                     |
| 34件         | 13件     | 3件     | 9件    | 9件                  |

- (注) 1 「判定」とは、措置要求に対する人事委員会の判断を示すことをいう。  
 2 「取下げ」とは、要求者が措置要求を撤回することをいう。  
 3 「併合」とは、同一又は関連する複数の措置要求を統一して審査することをいう。

##### イ 判定した事案の内容

| 番号 | 事件番号         | 要 求 内 容                         | 判 定 日<br>年 月 日   |
|----|--------------|---------------------------------|------------------|
| 1  | 平成24年(措)第9号  | 知事部局主事が配置転換等を求めた事案              | 却 下<br>平28. 6.14 |
| 2  | 平成27年(措)第11号 | 小学校教諭が指導力不足等教員の認定の取消し等を求めた事案    | 却 下<br>平29. 2.28 |
| 3  | 平成27年(措)第12号 | 知事部局主事が執務室内の壁工事への配慮を求めた事案       | 却 下<br>平28. 7.27 |
| 4  | 平成27年(措)第13号 | 知事部局主事が執務室内の環境測定の実施を求めた事案       | 却 下<br>平28. 7.27 |
| 5  | 平成27年(措)第14号 | 一般職非常勤教員が休憩時間の確保や労働時間の把握等を求めた事案 | 却 下<br>平28. 4.19 |

|    |              |  |                   |
|----|--------------|--|-------------------|
| 6  | 平成27年(措)第15号 | 小学校教諭が休憩時間の確保や労働時間の把握等を求めた事案                     | 却 下<br>平28. 4. 19 |
| 7  | 平成27年(措)第16号 | 小学校教諭が休憩時間の確保や労働時間の把握等を求めた事案                     | 却 下<br>平28. 4. 19 |
| 8  | 平成28年(措)第3号  | 小学校教諭が異動希望者に対し不適切な対応をしないよう求めた事案                  | 却 下<br>平28. 4. 19 |
| 9  | 平成28年(措)第6号  | 高等学校事務職員が昇給号給数の是正を求めた事案                          | 棄 却<br>平29. 2. 21 |
| 10 | 平成28年(措)第10号 | 知事部局主事が年次有給休暇の時間単位での取得を10日にすること及びTVOC測定の追加を求めた事案 | 棄 却<br>平29. 2. 28 |
| 11 | 平成28年(措)第12号 | 一般職非常勤教員が市内全校での教職員の労働安全衛生体制の整備等を求めた事案            | 却 下<br>平28. 9. 20 |
| 12 | 平成28年(措)第13号 | 小学校教諭が市内全校での教職員の労働安全衛生体制の整備等を求めた事案               | 却 下<br>平28. 9. 20 |
| 13 | 平成28年(措)第14号 | 小学校教諭が市内全校での教職員の労働安全衛生体制の整備等を求めた事案               | 却 下<br>平28. 9. 20 |

(2) 不利益処分に関する審査請求の審査

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対して審査請求をすることができることとされており、この審査請求を受理したときは、人事委員会は、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合は、任命権者に、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない（地方公務員法第49条の2及び第50条）。

この制度は、職員の身分保障を実質的に担保するものとして認められたものであり、職員が違法又は不当な処分を受けた場合にその取消しを求める事後救済の制度である。

平成28年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

ア 事案処理状況

| 係属件数<br>(A) | 処 理 件 数 |        |       | 繰越件数<br>(A-(B+C+D)) | 平成28年度の<br>口頭審理の回数 |
|-------------|---------|--------|-------|---------------------|--------------------|
|             | 判定(B)   | 取下げ(C) | 併合(D) |                     |                    |
| 55件         | 4件      | 2件     | 2件    | 47件                 | 1回                 |

(注) 1 行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）前、不利益処分に関する審査請

#### 4. 公平審査等

##### (1) 勤務条件に関する措置の要求の審査

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされており、この要求があったときは、人事委員会は、事案の審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自ら実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならない（地方公務員法第46条及び第47条）。

この制度は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として認められたものであり、職員の権利利益を確保し、その勤務条件の適正化を図ることを目的としている。

平成29年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

##### ア 事案処理状況

| 係属件数<br>(A) | 処 理 件 数 |        |       | 繰越件数<br>(A-(B+C+D)) |
|-------------|---------|--------|-------|---------------------|
|             | 判定(B)   | 取下げ(C) | 併合(D) |                     |
| 23件         | 15件     | 0件     | 0件    | 8件                  |

- (注) 1 「判定」とは、措置要求に対する人事委員会の判断を示すことをいう。  
 2 「取下げ」とは、要求者が措置要求を撤回することをいう。  
 3 「併合」とは、同一又は関連する複数の措置要求を統一して審査することをいう。

##### イ 判定した事案の内容

| 番号 | 事件番号          | 要 求 内 容                          | 判 定 日<br>年 月 日      |
|----|---------------|----------------------------------|---------------------|
| 1  | 平成28年(措)第4号   | 知事部局主事が昇給号給数の是正を求めた事案            | 棄 却<br>平29. 8. 22   |
| 2  | 平成28年(措)第7～9号 | 一般職非常勤教諭等が休憩時間の確保や労働時間の把握等を求めた事案 | 認容・棄却<br>平30. 3. 28 |
| 3  | 平成28年(措)第11号  | 知事部局主事が宗教行事への参加を中止すること等について求めた事案 | 却 下<br>平29. 4. 25   |
| 4  | 平成28年(措)第15号  | 特別支援学校教諭が扶養手当の認定取消し等の取消しを求めた事案   | 認容・棄却<br>平30. 2. 21 |
| 5  | 平成28年(措)第17号  | 知事部局主事が昇給号給数の是正等を求めた事案           | 棄却・却下<br>平29. 5. 30 |

#### 4 公平審査等

##### (1) 勤務条件に関する措置の要求の審査

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされており、この要求があったときは、人事委員会は、事案の審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自ら実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならない（地方公務員法第46条及び第47条）。

この制度は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として認められたものであり、職員の権利利益を確保し、その勤務条件の適正化を図ることを目的としている。

平成30年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

##### ア 事案処理状況

| 係属件数<br>(A) | 処 理 件 数 |         |         | 繰越件数<br>(A-(B+C+D)) |
|-------------|---------|---------|---------|---------------------|
|             | 判 定 (B) | 取下げ (C) | 併 合 (D) |                     |
| 20件         | 10件     | 0件      | 0件      | 10件                 |

- (注) 1 「判定」とは、措置要求に対する人事委員会の判断を示すことをいう。  
 2 「取下げ」とは、要求者が措置要求を撤回することをいう。  
 3 「併合」とは、同一又は関連する複数の措置要求を統一して審査することをいう。

##### イ 判定した事案の内容

| 番 号 | 事 件 番 号      | 要 求 内 容                                    | 判 定 日<br>年 月 日      |
|-----|--------------|--|---------------------|
| 1   | 平成28年(措)第16号 | 区立学校教諭が空調設備の設置等を求めた事案                      | 却下・棄却<br>平31. 3. 27 |
| 2   | 平成29年(措)第11号 | 市立学校教諭が勤務実態の把握及び勤務時間の管理を行うことを求めた事案         | 棄 却<br>平31. 3. 27   |
| 3   | 平成29年(措)第12号 | 市立学校教諭が衛生管理者の選任等を求めた事案                     | 棄却・却下<br>平31. 3. 27 |
| 4   | 平成29年(措)第14号 | 都立高校教諭が再任用・異動等の業務の適正化及びパワーハラスメントの是正等を求めた事案 | 却 下<br>平30. 4. 18   |
| 5   | 平成30年(措)第1号  | 市立学校非常勤教諭が超勤簿又は出退勤簿の設置等を求めた事案              | 棄却・却下<br>平31. 3. 27 |



|    |             |   |                     |
|----|-------------|---|---------------------|
| 6  | 平成30年(措)第2号 | 市立学校教諭が超勤簿又は出退勤簿の設置等を求めた事案                | 棄却・却下<br>平31. 3. 27 |
| 7  | 平成30年(措)第3号 | 市立学校非常勤専門員が超勤簿又は出退勤簿の設置等を求めた事案            | 棄却・却下<br>平31. 3. 27 |
| 8  | 平成30年(措)第4号 | 区立学校再任用主事が過年度分の超過勤務手当の支給を求めた事案            | 棄却<br>平31. 3. 27    |
| 9  | 平成30年(措)第5号 | 市立学校教諭が1週間について40時間を超える労働をさせないこと等を求めた事案    | 棄却<br>平30. 11. 7    |
| 10 | 平成30年(措)第8号 | 区立学校教諭が教職員互助会の解散に関し説明責任を果たすよう勧告することを求めた事案 | 却下<br>平31. 2. 27    |

(2) 不利益処分に関する審査請求の審査

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対して審査請求をすることができることとされており、この審査請求を受理したときは、人事委員会は、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合は、任命権者に、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない（地方公務員法第49条の2及び第50条）。

この制度は、職員の身分保障を実質的に担保するものとして認められたものであり、職員が違法又は不当な処分を受けた場合にその取消しを求める事後救済の制度である。

平成30年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

ア 事案処理状況

| 係属件数<br>(A) | 処 理 件 数 |        |       | 繰越件数<br>(A-(B+C+D)) | 平成30年度の<br>口頭審理の回数 |
|-------------|---------|--------|-------|---------------------|--------------------|
|             | 判定(B)   | 取下げ(C) | 併合(D) |                     |                    |
| 52件         | 4件      | 1件     | 1件    | 46件                 | 0回                 |

- (注) 1 行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）前、不利益処分に関する審査請求は不利益処分に関する不服申立てと称していた。  
2 「判定」とは、審査請求に対する人事委員会の判断を示すことをいう。  
3 「取下げ」とは、請求人が審査請求を撤回することをいう。  
4 「併合」とは、同一又は関連する複数の審査請求を統一して審査することをいう。

7

#### 4 公平審査等

##### (1) 勤務条件に関する措置の要求の審査

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされており、この要求があったときは、人事委員会は、事案の審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自ら実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならない（地方公務員法第46条及び第47条）。

この制度は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として認められたものであり、職員の権利利益を確保し、その勤務条件の適正化を図ることを目的としている。

令和2年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

##### ア 事案処理状況

| 係属件数<br>(A) | 処 理 件 数 |        |       | 繰越件数<br>(A-(B+C+D)) |
|-------------|---------|--------|-------|---------------------|
|             | 判定(B)   | 取下げ(C) | 併合(D) |                     |
| 23件         | 8件      | 3件     | 0件    | 12件                 |

- (注) 1 「判定」とは、措置要求に対する人事委員会の判断を示すことをいう。  
 2 「取下げ」とは、要求者が措置要求を撤回することをいう。  
 3 「併合」とは、同一又は関連する複数の措置要求を統一して審査することをいう。

##### イ 判定した事案の内容

| 番号 | 事件番号        | 要 求 内 容   | 判 定 日<br>年 月 日  |
|----|-------------|---|-----------------|
| 1. | 平成30年(措)第6号 | 警視庁警察官が扶養手当の認定取消しの見直し等を求めた事案                                  | 棄 却<br>令2. 6.26 |
| 2. | 平成31年(措)第3号 | 知事部局職員が同性パートナーを有する職員についても事実婚にある職員と同様に結婚休暇を取得できるようにすること等を求めた事案 | 却 下<br>令2. 7.30 |
| 3. | 平成31年(措)第4号 | 都立学校教諭が同性パートナーを有する職員についても事実婚にある職員と同様に結婚休暇を取得できるようにすること等を求めた事案 | 却 下<br>令2. 7.30 |



|   |              |   |                   |
|---|--------------|---|-------------------|
| 4 | 平成31年(措)第11号 | 知事部局専門参事が上司のパワハラ行為等の停止及び執務環境の悪化行為を停止するよう求めた事案 | 認容・棄却<br>令3. 3.30 |
| 5 | 平成31年(措)第12号 | 市立小学校非常勤教員が会計年度任用職員に不採用となった理由の開示を求めた事案        | 不受理<br>令2. 5.25   |
| 6 | 令和2年(措)第4号   | 都立学校教諭が新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを改正すること等を求めた事案 | 却下<br>令2.12.18    |
| 7 | 令和2年(措)第8号   | 氏名不詳の者が超過勤務手当の支給を求めた事案                        | 不受理<br>令3. 3.30   |
| 8 | 令和2年(措)第9号   | 氏名不詳の者が職員会費の監査を求めた事案                          | 不受理<br>令3. 3.30   |

## (2) 不利益処分に関する審査請求の審査

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対して審査請求をすることができることとされており、この審査請求を受理したときは、人事委員会は、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合は、任命権者に、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない（地方公務員法第49条の2及び第50条）。

この制度は、職員の身分保障を実質的に担保するものとして認められたものであり、職員が違法又は不当な処分を受けた場合にその取消しを求める事後救済の制度である。

令和2年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

### 事案処理状況

| 係属件数<br>(A) | 処 理 件 数 |        |       | 繰越件数<br>(A-(B+C+D)) | 令和2年度の<br>口頭審理の回数 |
|-------------|---------|--------|-------|---------------------|-------------------|
|             | 判定(B)   | 取下げ(C) | 併合(D) |                     |                   |
| 58件         | 0件      | 2件     | 0件    | 56件                 | 0回                |

- (注) 1 行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）前、不利益処分に関する審査請求は不利益処分に関する不服申立てと称していた。
- 2 「判定」とは、審査請求に対する人事委員会の判断を示すことをいう。
- 3 「取下げ」とは、請求人が審査請求を撤回することをいう。
- 4 「併合」とは、同一又は関連する複数の審査請求を統一して審査することをいう。

9

現石

事業概要  
令和6年版

#### 4 公平審査等

##### (1) 勤務条件に関する措置の要求の審査

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができることとされており、この要求があったときは、人事委員会は、事案の審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自ら実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならない（地方公務員法第46条及び第47条）。

この制度は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として認められたものであり、職員の権利利益を確保し、その勤務条件の適正化を図ることを目的としている。

令和5年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

##### ア 事案処理状況

| 係属件数<br>(A) | 処 理 件 数 |         |         | 繰越件数<br>(A-(B+C+D)) |
|-------------|---------|---------|---------|---------------------|
|             | 判 定 (B) | 取下げ (C) | 併 合 (D) |                     |
| 16件 (1件)    | 6件      | 1件      | 0件      | 9件 (1件)             |

- (注) 1 「判定」とは、措置要求に対する人事委員会の判断を示すことをいう。  
2 「取下げ」とは、要求者が措置要求を撤回することをいう。  
3 「併合」とは、同一又は関連する複数の措置要求を統一して審査することをいう。

##### イ 判定した事案の内容

| 番 号 | 事 件 番 号      | 要 求 内 容                                    | 判 定<br>年 月 日      |
|-----|--------------|--|-------------------|
| 1   | 平成30年(措)第7号  | 中学校主事が昇給号給数の是正等を求めた事案                      | 棄却・却下<br>令5.5.29  |
| 2   | 平成30年(措)第11号 | 都立学校主事が休憩時間の確保及び超過勤務手当の支給等を求めた事案           | 棄却・却下<br>令5.12.18 |
| 3   | 令和2年(措)第5号   | 小学校主任教諭が前任校におけるパワハラ及びいじめ類似行為の調査及び処置等を求めた事案 | 却 下<br>令5.6.27    |
| 4   | 令和2年(措)第12号  | 都立高校主任教諭が人事異動の撤回を求めた事案                     | 却 下<br>令5.4.27    |
| 5   | 令和3年(措)第4号   | 教育委員会主事が超過勤務時間を実態どおりに評価すること等を求めた事案         | 却 下<br>令6.1.11    |
| 6   | 令和4年(措)第4号   | 知事部局主事が執務室内に監視カメラを設置すること等を求めた事案            | 却 下<br>令5.9.1     |

A

(2) 不利益処分に関する審査請求の審査

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対して審査請求をすることができることとされており、この審査請求を受理したときは、人事委員会は、事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合は、任命権者に、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない（地方公務員法第49条の2及び第50条）。

この制度は、職員の身分保障を実質的に担保するものとして認められたものであり、職員が違法又は不当な処分を受けた場合にその取消しを求める事後救済の制度である。

令和5年度における事案処理の概要は、次のとおりである。

ア 事案処理状況

| 係属件数<br>(A) | 処 理 件 数 |         |        | 繰越件数<br>(A-(B+C+D)) | 令和5年度の<br>口頭審理の回数 |
|-------------|---------|---------|--------|---------------------|-------------------|
|             | 判定 (B)  | 取下げ (C) | 併合 (D) |                     |                   |
| 54件 (3件)    | 2件      | 1件      | 0件     | 51件 (3件)            | 1回                |

- (注) 1 行政不服審査法の改正（平成28年4月1日施行）前、不利益処分に関する審査請求は不利益処分に関する不服申立てと称していた。  
 2 「判定」とは、審査請求に対する人事委員会の判断を示すことをいう。  
 3 「取下げ」とは、請求人が審査請求を撤回することをいう。  
 4 「併合」とは、同一又は関連する複数の審査請求を統一して審査することをいう。

イ 判定した事案の内容

| 番号 | 事件番号        | 要 求 内 容                            | 判 定<br>年 月 日         |
|----|-------------|------------------------------------|----------------------|
| 1  | 平成31年(不)第4号 | 区立学校教諭が戒告処分の取消しを求めた事案              | 棄 却<br>令 6. 3. 27    |
| 2  | 令和5年(不)第3号  | 都立学校教諭が定期評価結果に係る苦情検討結果通知書の修正を求めた事案 | 不 受 理<br>令 5. 12. 25 |

⑬

(6) 苦情相談

職員の勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談を行っている（地方公務員法第8条第1項第11号）。

令和5年度に当委員会で受けた相談件数は、次の表のとおりである。

| 区 分          | 件 数 |    |
|--------------|-----|----|
| 福利・厚生に関するもの  | 61件 | 7件 |
| ハラスメントに関するもの | 45  | 5  |
| 任用に関するもの     | 35  | 11 |
| 人事異動に関するもの   | 26  | 0  |
| 給与に関するもの     | 25  | 8  |
| そ の 他        | 37  | 5  |
| 計            | 229 | 36 |

(7) そ の 他

ア 公務災害補償の審査

都立学校の学校医等の公務上の災害等について、その認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して学校医等から審査の申立てがあったときは、人事委員会は、事案を審査し、裁定を行う（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項、第2項等）。

令和5年度において、当委員会で審査したものはなかった。

イ 委託公共団体の公平審査

公平委員会を置く地方公共団体は、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定及び必要な措置並びに職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決又は決定についての事務を、他の地方公共団体の人事委員会に委託することができる（地方公務員法第7条第4項）。

令和5年度において、当委員会が委託を受けたものはなかった。